

平成 30 年（2018 年）12 月 20 日

豊中市立文化芸術センターをご使用の皆様

豊中市立文化芸術センター
豊中市市民ホール指定管理者

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律及び
国民の祝日に関する法律」公布に伴う平日・休日区分改正について（お知らせ）

平素より豊中市立文化芸術センターをご使用いただき、誠にありがとうございます。
平成 30 年（2018 年）12 月 14 日付で公布された標記法律の施行に伴い、当館の区分を
下記のように改正し、新区分での利用料金を適用させていただきます。

記

	現行	改正後
① 2019 年 4 月 30 日（火）	休館日	臨時休館日
② 2019 年 5 月 1 日（水）	平日料金	休日料金
③ 2019 年 5 月 2 日（木）	平日料金	休日料金
④ 2019 年 10 月 22 日（火）	平日料金	休日料金
⑤ 2019 年 12 月 23 日（月）	休日料金	平日料金
⑥ 2019 年 12 月 24 日（火）	休館日	臨時休館日

※12 月 13 日以前に使用承認済みの施設利用お客様のお取り扱い

A 平日が休日に変更された場合	追加料金はいただきません
B 休日が平日に変更された場合	休日料金割増の差額を還付します
C 上記 A・B の理由により使用できなくなった場合	利用料金を全額還付します

以上

【お問い合わせ先】

豊中市立文化芸術センター
施設サービス課

豊中市曾根東町 3-7-2

TEL 06-6864-3901

FAX 06-6863-0191

※9:00~20:00 月曜休館日